

障がい者を理由とする差別等の解消をめざして

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。
- 条例に基づき、道内の14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。
また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

お困りのときは、ご相談ください。

★手続きは簡単 ★無料
★迅速に対応します

◎虐待があった場合

虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。

◎障がいを理由とする差別・不利益な扱いがあった場合

条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含まれます。

◎日常生活での暮らしづらさがある場合

暮らしを支えるサービスに関することや様々な暮らしづらさについて、ご相談に応じます。

虐待とは？

条例第21条で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を定義しています。

差別・不利益な扱いとは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

『障がいに基づく差別』とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

合理的配慮とは？

条例第20条において、次のとおり定義しています。

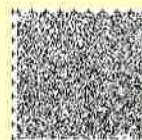
「障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮」

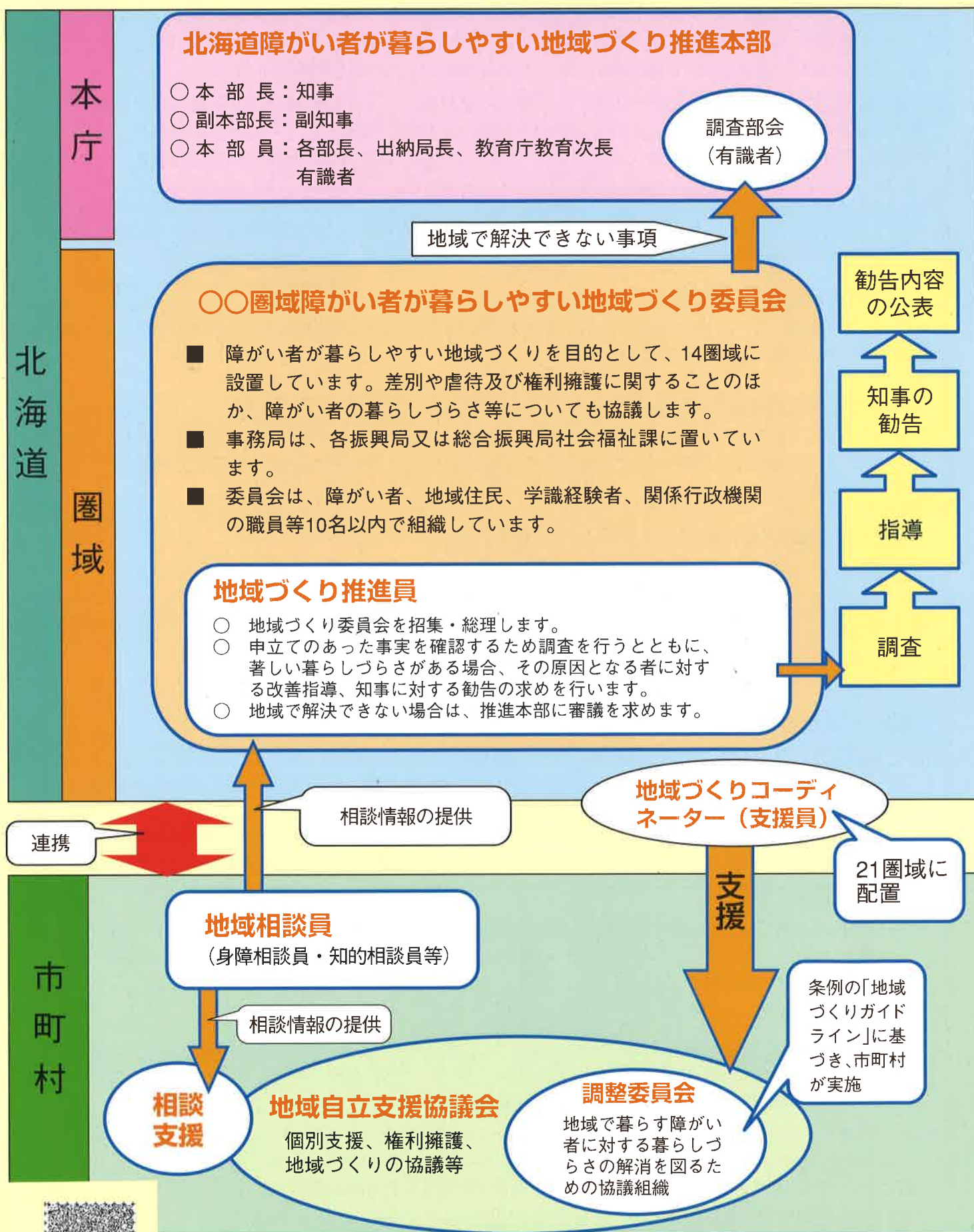
あっせんとは？

法律問題や障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、当事者からお話をうかがい、地域づくり委員会による協議を経てあっせん案を提示し、解決に向けた調整を行うことを言います。なお、悪質な差別や虐待の場合は、改善指導や知事による勧告を行います。

あなたのプライバシーは守ります。最寄りの振興局又は総合振興局社会福祉課へご相談ください。（裏面をご覧ください）

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 TEL 011-204-5277
(札幌市中央区北3条西6丁目 ホームページ<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index>)





市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りごとの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課(地域づくり委員会事務局)にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

1 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。

2 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聴き取り調査等を行います。また、困りごとの内容に応じて、関係者から聴き取りを行うこともあります。

3 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立・公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。

4 指導

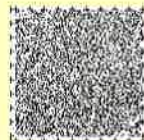
地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。

5 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて意見の聴取を行います。

※勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。



地域づくり委員会の事務局	所在地	電話番号
空知総合振興局 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎内	電話 0126-20-0111 FAX 0126-25-6759
石狩総合振興局 社会福祉課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	電話 011-204-5861 FAX 011-232-1090
後志総合振興局 社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	電話 0136-23-1938 FAX 0136-22-5846
胆振総合振興局 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	電話 0143-24-9836 FAX 0143-22-5285
日高総合振興局 社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎内	電話 0146-22-9478 FAX 0146-22-7712
渡島総合振興局 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内	電話 0138-47-9537 FAX 0138-47-9225
檜山総合振興局 社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎内	電話 0139-52-6651 FAX 0139-52-3010
上川総合振興局 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	電話 0166-46-5982 FAX 0166-46-5203
留萌総合振興局 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内	電話 0164-42-8317 FAX 0164-42-4715
宗谷総合振興局 社会福祉課	〒097-8525 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	電話 0162-33-2573 FAX 0162-33-2628
オホーツク総合振興局 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎内	電話 0152-41-0687 FAX 0152-45-0494
十勝総合振興局 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	電話 0155-27-8516 FAX 0155-27-2188
釧路総合振興局 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内	電話 0154-43-9255 FAX 0154-41-2235
根室総合振興局 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 根室合同庁舎内	電話 0153-23-6915 FAX 0153-23-6176

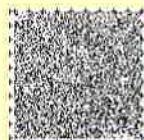
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話：011-204-5277 FAX：011-232-4068
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index> Eメール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp
 《身近で様々な困りごとを相談する地域相談員を案内します》

障がい者110番 電話 011-252-1233 FAX 011-252-1235

弁護士による無料の法律相談や、身近で様々な困りごとを相談する地域相談員の御案内を行っています。
 実施機関：社団法人北海道身体障害者福祉協会 北海道障害者社会参加推進センター

全道共通人権相談ダイヤルでも、虐待や差別等の相談ができます 0570-003-110 (みんなの人権110番)

この電話では、近隣間のトラブル、子どもに対するいじめ、女性に対する差別や配偶者からの暴力、高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見等、あらゆる人権問題についての相談をお受けしています。



「障がいのある人の完全参加と平等を実現しよう」

北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

ぎゃくたい う また ぎゃくたい う み ば あい
○虐待を受けた又は虐待を受けているところを見た場合
はどこに連絡・相談したらいいの？

す し やくしよ ちょうそんやくば れんらく そうだん
お住まいの市役所、町村役場などに連絡・相談してください。

れい し やくしよ か し しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
(例:〇〇市役所〇〇課〇〇市 障害者虐待防止センター)

れんらくさきめい
連絡先名:

でんわばんごう
電話番号:

じぶん す し やくしよ ちょうそんやくば れんらくさき
いざというときのために、自分の住んでいる市役所や町村役場などの連絡先を
まえ かぞく しえんしゃ かた いっしょ しら うえ
前もって家族や支援者の方と一緒に調べて上にメモしておきましょう。

れんらくさき ばあい ほうかいどうしょう しゃけんりようご
連絡先がわからない場合は、北海道障がい者権利擁護センターに
と あ くだ でんわ
お問い合わせ下さい。 電話 **011-231-8617**

ぎゃくたい れんらく そうだん いろいろしんばい
○虐待について連絡・相談するのはいいけど色々心配です。



しょう かた ぎゃくたい う れんらく じぶん
・障がいのある方が虐待を受けていることを連絡したら自分
が連絡したことがわかってしまわないか心配です・・・

れんらく そうだん ひと なまえ じゅうしよ じょうほう
連絡や相談をした人の名前や住所などの情報
ひみつ まも
(秘密)は守ります。

かいしゃ ぎゃくたい う れんらく そうだん
・会社で虐待を受けていることについて連絡・相談したら、
じぶん かいしゃ や しんばい
自分が会社を辞めさせられたりしないか心配です・・・

れんらく そうだん かいしゃ や
連絡や相談をしたことで会社を辞めさせたりするこ
ととは禁止されていますので心配はいりません。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし ほう
～障害者虐待防止法について～

しょう かた ぎゃくたい ぼう し かぞく
障がいのある方への虐待の防止や家族などに
たい し えん ほうりつ
対する支援をするための法律ができました。



しょう かた ぎゃくたい
障がいのある方への虐待を
じぶん う また まわ ひと
自分が受けた。又は周りにいる人が
う み ば あい
受けているところを見た場合は、
すぐに相談してください！



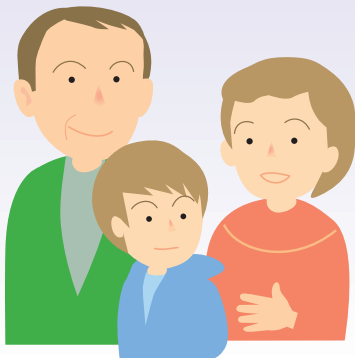
きず じんけん せい き
「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

ほうかいどう さっぽろほう むきよく どうおうじんけんけいはつかつどう きょうぎ かい
北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

しょうがいしゃぎゃくたい なに
○障害者虐待って何？

かぞく しせつ しょくいん はたら かいしゃ しゃちょう しょう かた つぎ
家族、施設の職員や働いている会社の社長などが障がいのある方に次のようなことをすることです。

かぞく
家族などから



しせつ しょくいん
施設の職員などから



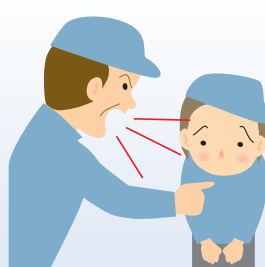
はたら かいしゃ しゃちょう
働いている会社の社長
などから



え なぐ
絵：殴られる



え さわ
絵：触られる



え どな
絵：怒鳴る



え しょくじ あた
絵：食事を与えない



え はたら え かね わた
絵：働いて得たお金を渡さない

- ひらてう
・平手打ち
- えく
・殴る、蹴る
- つねる
・つねる
- の よ くすり
・飲まなくても良い薬
の を飲ませるなど

- はだか
・裸にする
- ・キスをする
- ことば
・いやらしい言葉を
いう
- えいぞう
・いやらしい映像を
みせるなど

- どな
・怒鳴る
- わるぐち
・悪口を言う
- い
・仲間に入れない
など

- なか
・お腹がすいても
あた
食事を与えない
- きたな へ や せいかつ
・汚い部屋で生活を
させる
- にゆうよく
・入浴をさせない
など

- ねんきん はたら え
・年金や働いて得た
かね わた
お金を渡さない
- かって じぶん かね
・勝手に自分のお金を
つか
使われているなど

このようなことをされた又は見た場合は次のページへ

また み ばあい つぎ

ぎゃくたい それは虐待じゃないですか？



しょう しょうがいのある人への虐待は法律で禁止されています

ぎゃくたい はっけん ひと つうほう ぎ む
●虐待を発見した人は通報をする義務があります

たと
例えば・・・

○なぐられる

○いやらしいことをされる

かね かって つか
○お金を勝手に使われる

○けられる

しょうじ あた
○食事を与えてもらえない

へや と こ
○部屋に閉じ込められる

む し
○無視される

びょうき びょういん
○病気やけがをしても病院

しょう しょうがいのある人が人権を害

わるくち い
○悪口を言われる

つ い
に連れて行ってくれない

など、しあわせを奪われる行為です。

しょう しょうがいのある方への虐待の通報や相談先は

し ちょうそん しょう しゃぎゃくたいぼうし
〇〇市（町村） 障がい者虐待防止センター

（〇〇市役所（町村役場） 〇〇課内）

☎0000-00-0000

やかん
夜間☎0000-00-0000

かみかわけんいきしょう しゃ く ちいき いいんかい もう た
上川圏域 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会にも申し立てできます。

☎0166-46-5226 （北海道上川総合振興局社会福祉課内）

(素案)

〇〇市（町村） 障がい者・障がい児 相談受付票

○ お ^な 名 ^{まえ} 前 _____

○ ^{じゅう} 住 ^{しょ} 所 _____

○ ^{でんわばんごう} 電話番号 _____

○ どんなことに ^{こま} 困っていますか ？

○ ^{だれ} 誰かに ^{そうだん} 相談していますか ？

※ 受付者 _____
平成 年 月 日